

附 属 资 料

青森県消費生活基本計画施策体系図

大項目

中項目

1. 一人ひとりが生活デザイナー

県民が、自らの生活に関する情報を収集し、選択し及び判断して自らの生活を設計し、行動する主体的な消費者（生活デザイナー）となることを支援する。

〈(1-1)消費者教育・学習の支援〉

消費者が様々な現象、あるいは社会問題について、知識を持ち学習していける環境を整備する。

〈(1-2)消費者ネットワークの構築〉

消費者同士が情報を交換し、意識を共有する者達が共同で行動できる環境を整備する。

〈(1-3)消費者の組織活動の促進〉

経済主体としての消費者として、積極的に社会貢献できるよう、組織や組織的活動を活性化する。

2. 環境にやさしい暮らし

地球環境問題を始め、現在の環境問題は消費者自身にもその責任がある。

事業者が環境保全への貢献を事業活動に取り込むためには、一方の主体の消費者が生活そのものを環境に配慮したものに変革することが求められている。

〈(2-1)消費者・事業者・行政の連携と協力の推進〉

暮らしの中での環境保全行動の実践を促進するため、消費者・事業者・行政の連携協力を推進する。

〈(2-2)環境に負荷の少ない商品・サービスの生産・流通の推進〉

環境に負荷の少ない商品・サービスの選択及び消費に関する合理的行動を促進し、これに対応した事業活動の促進を図る。

〈(2-3)ごみの減量化及びリサイクルの推進〉

ごみの減量化及びリサイクルの進進を図る。

—— 心豊かでうるおいのある県民生活の創造 ——

施策の方向

具体的事業・施策例

家庭・地域・学校における消費者教育の推進

消費者の自主的学習の場の提供

ものを大切にする県民意識の醸成

生活設計の勧めと金銭教育の普及

情報収集提供機能の充実

消費者教育事業

消費生活サポート事業

環境フェスティバル開催事業

生活設計相談・金銭教育の普及

消費者啓発事業

食品衛生知識の普及

あおり住宅フェアの開催

県政情報の提供

県民生活白書・県経済白書の作成事業

地価安定啓発普及に関する事業

WAMNETによる介護保険指定事業者の情報提供

消費者個人の交流の推進

消費者が参加しやすいネットワークの構築

アドバイス機能の充実

消費者サロンの活用

ホームページの開設

消費者団体の育成・指導

消費者団体の交流・連携の推進

消費者問題に関する自主的活動への支援

消費生活協同組合の活動支援

消費者活動活性化推進事業

公益信託ボランティア基金の創設

資源循環型の経済社会システムを目指す

消費生活の実践の推進

消費者と生産者・事業者との交流促進

地球にやさしい人づくり事業

ものを大切にする県民運動推進会議

環境フェスティバル開催事業

環境保全型商品の普及促進

エコマークの普及促進

省資源・省エネルギー運動の推進

青森有機農産物等表示認証事業

ものを大切にする県民運動推進会議

ごみ減量化の推進

環境保全型農林水産業の推進

リサイクルマークの普及促進

一般廃棄物リサイクル推進事業

全県一斉清掃の実施

マイバックキャンペーンの実施（予）

ほたて貝殻リサイクル処理推進事業

漁場環境保全総合美化推進事業

農業用使用済みプラスチックの適正処理の推進

稲わらの焼却防止の推進

3. 安全で安心できる暮らし

情報ネットワーク社会の進展、少子高齢化の急速な進行、国際化に伴う輸入品の増加など経済社会が大きく変化する中で、悪質商法等に伴う苦情相談は増加し、食品に対する不安も高まっている。

豊かさを実感できる消費生活の実現には、安全性や安定性が重視されなければならない。

〈(3-1) 安全で安心な消費生活の確保〉

現代社会においては、技術革新や国際化に伴って、多種多様な商品・サービスが提供されており、危害・被害の発生のおそれが大きくなってきている。そこで、危害や被害の拡大を未然に防止し、消費者が安全で安心できる環境整備の確保が必要である。

〈(3-2) 安定的な消費生活の確保〉

県民の消費生活の安定を図るためには日々の暮らしに密接に関連のある生活物資が安定的に供給される必要がある。特に災害時においては、県民が消費する生活物資が供給される環境の確保が必要となる。

また、本県独自の課題として、冬季間における消費機会の確保が必要である。

施策の方向

具体的事業・施策例

食品の安全性確保

食品・食品添加物試験検査
 食品関係営業施設等監視・指導
 乳肉衛生関係検査
 食中毒予防対策
 農薬安全使用等総合推進事業

商品・サービスの安全性確保

商品選択適正化推進事業
 電気用品取締の実施
 電気工事事業者等保安対策事業
 火薬類等保安対策事業
 危険物及び消防用設備等に関する規制指導
 建築物等の安全対策
 住宅の品質確保の促進
 医薬品等を供給する施設等への監視・指導
 情報提供の推進
 LPガス保安対策事業、冷凍・冷蔵保安対策事業、一般高圧ガス保安対策事業
 高圧ガス容器等取締事業
 LPガス保安啓発事業
 環境衛生営業等監視指導
 新たな金融システムへの対策

消費者保護関連法規等の知識の普及と適正運用

製造物責任法（PL法）適正化推進事業
 訪問販売法適正化推進事業
 ゴルフ場等会員契約適正化法の適正化推進事業
 不当な取引行為事業者に対する指導
 環境衛生営業経営指導
 貸金業者の指導監督
 建設工事紛争審査会の運営
 宅地建物取引事業者の指導・取締
 建築物安全安心施策の普及啓発
 市場対策費
 割賦販売事業者指導事業
 量目立入検査
 衛生・品質管理高度化推進事業

生活必需品の安定供給

環境にやさしい米づくり推進事業
 米穀需給調整費
 あおもり牛販売定着化事業
 あおもり県産牛乳普及促進事業
 県産たまご低温流通推進事業

緊急時対策の推進

消費生活協同組合との災害時における
 物資供給協定の締結（予）

冬季間対策の推進

除排雪対策

過疎地等対策の推進

地方バス路線維持対策事業

物価対策の推進

物価安定対策事業、物価対策調整事業
 高鮮度ほたてがい宅配試験事業
 青森ほたて消費宣伝パワーアップ事業

大項目

4. 健康で心豊かな暮らし

物・サービスの過剰なまでの豊かさに対して、人々は心の「豊かさ」を実感できないでいる。

これからは、生活の中に充実感や感動を覚えることができる消費生活が強く求められている。

中項目

〈(3-3) 公平・公正な消費環境の確保〉

高齢社会の進展に伴い、保健・福祉サービスの十分な量と適切・公平さの確保が必要である。また、だれでもが利用しやすい商店街の整備など福祉の視点からの消費機会の確保が必要である。

〈(3-4) 消費者被害の未然防止と救済〉

経済社会の複雑多様化に伴い、消費者被害の解決が非常に困難になってきている。そこで、消費者被害を未然に防止するとともに、消費者が同種の被害に巻き込まれないよう苦情相談体制の充実強化が必要である。

〈(4-1) 生涯学習の環境づくり〉

自らを高めていく学習に対するニーズの高まりに対応した学習環境の整備が必要である。

〈(4-2) 文化にふれあう環境づくり〉

県民の芸術文化やエンターテインメントに触れ、参画したいとする意欲の高まりに対応した環境整備が必要である。

〈(4-3) スポーツに親しむ環境づくり〉

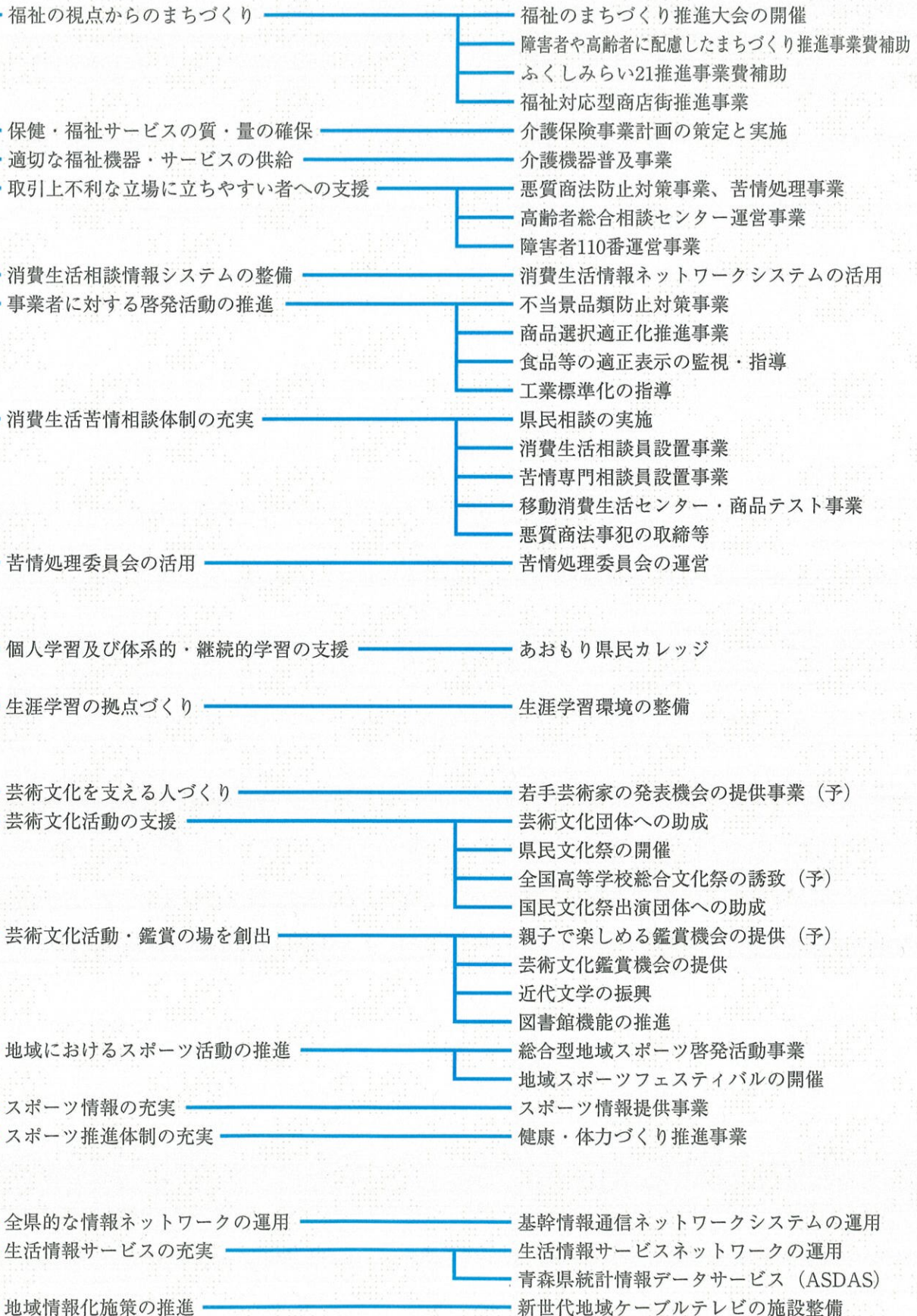
スポーツに親しみ、一流の競技を鑑賞したいとするニーズの高まりに対応した環境整備が必要である。

〈(4-4) 情報にアクセスできる環境づくり〉

情報化の成果を活用したいという県民のニーズに対応した環境整備が必要である。

施策の方向

具体的事業・施策例



※(予)：予定・想定される事業

県民生活関連施策

大項目	中項目	事業名	事業概要	担当課
1. 一人ひとりが生活デザイナー	(1-1) 消費者教育・学習の支援	(1)消費者教育事業	消費者講座（センターでの随時の講座開催、各種団体へ出向いての講義）消費生活大学講座（消費者問題の系統的学習会）	消費生活センター
		(2)消費生活サポート事業	情報コーディネーターの配置、情報提供コーナー設備充実、生活ニューネットの設置充実	消費生活センター
		(3)環境フェスティバル開催事業	環境問題についての県民意識の醸成を図るとともに、県民の環境保全についての関心と理解を深め、積極的に行動する意欲を高めるため、環境フェスティバルを開催する。	生活文化課 環境政策課 廃棄物対策課
		(4)生活設計相談・金銭教育の普及	市が実施する消費生活展を通じて生活設計相談を行う。また、子供のものやお金を大切に正しい金銭感覚や生活習慣の確立を図る。	生活文化課
		(5)消費者啓発事業	展示事業（常設展示、パネル展示等の作成・展示） 消費者情報提供（情報誌「暮らしのたより」の発行、メディアへの情報提供） 啓発イベントの開催（消費者月間における街頭キャンペーン等） 国民生活センター情報の提供（パイオネットによる情報収集と提供）	消費生活センター
		(6)食品衛生知識の普及	ふるさと食品の製造者及び関係団体に対する衛生指導 食品衛生推進制度の運営促進 情報媒体を活用した効果的な情報提供と広報活動の促進	生活衛生課
		(7)あおもり住宅フェアの開催	住まいづくりの幅広い情報を提供するとともに低廉で地域の特性を踏まえた良質な住宅の建設促進と住宅関連産業の活性化を図る。	建築住宅課
		(8)県政情報の提供	1. 印刷広報 1 広報紙「マイあおもり」 2 毎戸配布紙「県民だよりあおもり」 3 毎戸配布紙「県民だよりあおもり（特集）」 4 新聞紙面購入「私たちの暮らしと県政」 2. 視聴覚広報 1 テレビ RAB「活彩あおもり」ATV「県民のひろば」 ABA「県政NOW」3局「県政特番」 2 ラジオ RAB「県広報タイム」FM青森「情報パレット」	政策推進室
		(9)県民生活白書・県経済白書作成事業	生活や経済の現状と課題及び展望をまとめる。	企画調整課

大項目	中項目	事業名	事業概要	担当課
1. 一人ひとりが生活デザイナー	(1-1) 消費者教育・学習の支援	(10)地価安定啓発普及に関する事業	地価に関する県民の関心を高め、適正な地価の形成に寄与するため、地価調査制度についてのPRや啓発資材の作成・配布を行う。	地域振興課
		(11)WAMNETによる介護保険指定事業者の情報提供	社会福祉・医療事業団が構築するWAMNETにより、県が指定した介護保険サービス提供事業者に関する情報を提供する。	高齢福祉課
	(1-2) 消費者ネットワークの構築	(1)消費者サロンの活用	消費者同士が情報交換できる場所として、消費者サロンを提供する。	消費生活センター
		(2)ホームページの開設	若い世代の消費者が参加しやすいネットワークの構築を図るため、ホームページを開設する。	生活文化課 消費生活センター
	(1-3) 消費者の組織活動の促進	(1)消費生活協同組合の活動支援	生活の安定と生活文化の向上を目的とする消費生活協同組合の活動を支援する。	生活文化課
		(2)消費者活動活性化推進事業	地域において活動する消費者団体を育成するとともに、消費者団体の行う情報収集、消費者啓発の活動を支援する。	生活文化課
(3)公益信託ボランティア基金の創設		公益信託基金を創設し、社会参加活動を支援する。	生活文化課	
2. 環境にやさしい暮らし	(2-1) 消費者・事業者・行政の連携と協力の推進	(1)地球にやさしい人づくり事業	あおもり地球クラブ事業 県民から募集した地球クラブメンバーに対して、 ・エコライフノート（青森県版環境家計簿）の作成・配布 ・環境情報誌の発行 ・エコスクールの実施 ・ホームページの開設	環境政策課
		(2)ものを大切にす県民運動推進会議	省資源・省エネルギーを推進するため、消費生活全般において暮らしの見直しを進め、環境に配慮したライフスタイルの確立を図る。	生活文化課
		(3)環境フェスティバル開催事業	環境問題についての県民意識の醸成を図るとともに、県民の環境保全についての関心と理解を深め、積極的に行動する意欲を高めるため、環境フェスティバルを開催する。	生活文化課 環境政策課 廃棄物対策課
	(2-2) サービスの生産・流通の推進 環境に負荷の少ない商品	(1)青森有機農産物等表示認証事業	「青森県有機農産物等認証制度」及び青森県ふるさと食品認証事業により、有機農産物や特別栽培農産物及び加工品の認証を行い、適正表示と販売促進を図る。	農政課
		(2)ものを大切にす県民運動推進会議	省資源・省エネルギーを推進するため、消費生活全般において暮らしの見直しを進め、環境に配慮したライフスタイルの確立を図る。	生活文化課

大項目	中項目	事業名	事業概要	担当課
2. 環境にやさしく暮らす	(2-3) ごみの減量化及びリサイクルの推進	(1)一般廃棄物リサイクル推進事業	一般廃棄物の減量化・リサイクル、容器包装リサイクル法の推進	廃棄物対策課
		(2)全県一斉清掃の実施	空き缶等のポイ捨てをなくし、きれいな青森県を実現するため、また、今後の自主的な県民運動の弾みとするため、ボランティアによる一斉清掃を市町村において実施する。	廃棄物対策課
		(3)マイバックキャンペーンの実施	買い物袋持参運動の展開	生活文化課
		(4)ほたて貝殻リサイクル処理推進事業	ほたて貝殻のリサイクル量を増加させ、環境問題の改善を図る。	漁業振興課
		(5)漁場環境保全総合美化推進事業	県内沿岸市町村に対し漁場清掃に係る経費の一部を補助する。漁場環境美化について電光掲示板で放映するとともに、掲示板を県内沿岸地域に設置する。 漁業団体関係者、市町村水産関係者、国及び県関係者による委員会を設置し、本県の漁場環境保全の進め方について協議する。また、県内沿岸市町村に対し地域の漁場環境保全に係る協議会や啓発普及を図る。	漁政課
		(6)農業用使用済みプラスチックの適正処理の推進	農協を主体とした農業用使用済みプラスチック適正処理システムの確立を図る。	農業技術課
		(7)稲わらの焼却防止の推進	農業者団体による稲わら有効活用システムの確立を図るとともに、農業部門以外との連携による稲わらの有効利用を推進する。	農業技術課
3. 安全で安心できる暮らす	(3-1) 安全で安心な消費生活の確保	(1)食品・食品添加物試験検査	食品添加物等の調査及び検査 農薬等有害物質の検査 畜水産食品中の有害物質の残留についてのモニタリング検査	生活衛生課
		(2)食品関係営業施設等監視・指導	食品関係営業施設等監視・指導 HACCPによる衛生管理システムの導入、指導、助言	生活衛生課
		(3)乳肉衛生関係検査	と畜検査、食鳥検査、検査データの活用促進（フィードバック等） 農薬等有害物質の検査 畜水産食品中の有害物質の残留についてのモニタリング検査	生活衛生課
		(4)食中毒予防対策	食中毒の発生防止対策 腸管出血性大腸菌O-157検査及び腸炎ビブリオ食中毒発生予防対策	生活衛生課
		(5)農薬安全使用等総合推進事業	農薬の環境負荷低減を進め、安全で安心な農産物の生産を推進する。	農業技術課

大項目	中項目	事業名	事業概要	担当課
3. 安全で安心できる暮らし	(3-1) 安全で安心な消費生活の確保	(6)商品選択適正化推進事業	消費生活用製品の表示調査指導	生活文化課 消費生活センター
		(7)電気用品取締の実施	電気製品、電気工事用材料等の販売事業者に対する立入検査等を行い、電気用品による危険・障害の発生を防止を図る。	鉱政保安課
		(8)電気工事事業者等保安対策事業	電気工事事業者の登録事務、営業所、施工場所への立入検査の実施及び電気工事士免状の交付を行い、電気工作物の保安の確保に資する。	鉱政保安課
		(9)火薬類等保安対策事業	火薬類販売営業、消費等及び猟銃等の販売等の許認可を行うとともに、火薬類販売店、消費者、銃砲店等に対し立入検査等を行い、火薬類等による災害を防止し公共の安全の確保を図る。	鉱政保安課
		(10)危険物及び消防用設備等に関する規制指導	消防法に基づく石油類等の危険物及び消火器等の消防用設備等の規制について、市町村消防機関を通じて指導・助言を行う。	消防防災課
		(11)建築物等の安全対策	既存建築物の耐震診断、改修相談会の開催（社）青森県建築士会へ委託）	建築住宅課
		(12)住宅の品質確保の促進	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の品質確保の促進、住宅購入等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずる。	建築住宅課
		(13)医薬品等を供給する施設等への監視指導・情報提供の推進	薬局等に対する指導取締、毒物劇物営業者に対する指導取締、薬事知識の普及啓蒙	医務薬務課
		(14)LPガス保安対策事業、冷凍・冷蔵保安対策事業、一般高圧ガス保安対策事業	高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設について、政令で定める定期的保安検査を実施する。	鉱政保安課
		(15)高圧ガス容器等取締事業	液化石油ガス販売事業の遵法意識の向上を図り、もって液化石油ガスに係る災害の防止を図るため、事業所、工場及び保管場所等に対し立入検査を実施するとともに講習会を開催する。	鉱政保安課
		(16)LPガス保安啓発事業	LPガス販売事業者保安講習会を開催するなど啓発を行う。	鉱政保安課
		(17)環境衛生営業等監視指導	環境衛生6法関係営業（理容・美容・クリーニング・旅館・興業場・公衆浴場）許可申請調査及び監視指導及び理美容養成施設指導調査	生活衛生課
		(18)製造物責任法（PL法）適正化推進事業	製造物責任法（PL法）に基づく安全対策のため、消費者及び事業者に対してPL法に関する情報提供を行う。	生活文化課

大項目	中項目	事業名	事業概要	担当課
3. 安全で安心できる暮らし	(3-1) 安全で安心な消費生活の確保	(19)訪問販売法適正化推進事業	訪問販売等に関する法律の違反、不当行為事業者に対する立入検査、業務改善指示等の処分を行う。	生活文化課 消費生活センター
		(20)ゴルフ場等に係る会員契約の適正化推進事業	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化を図るため、不当事業者に対する立入検査等を行う。	生活文化課
		(21)不当な取引行為事業者に対する指導	消費者被害の防止に向け、事業者の不当取引行為の情報把握、事業者指導・調査を行う。	生活文化課 消費生活センター
		(22)環境衛生営業経営指導	環境衛生関係営業の経営の適正化に関する指導	生活衛生課
		(23)貸金業者の指導監督	貸金業に関する以下の事業を行い、貸金業者の業務運営の適正化と、資金需要者の利益の保護を図る。 1. 貸金業者の登録 2. 貸金業者の指導・監督 3. 貸金業協会関係 4. 貸金業に関する苦情・相談受付	商工政策課
		(24)建設工事紛争審査会の運営	建設工事の請負契約に関する紛争につき、簡易な手続により迅速かつ専門的な解決を図るため、建設業法に基づいて設置されている青森県建設工事紛争審査会を運営する。	監理課
		(25)宅地建物取引業者の指導・取締	宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者の免許及び指導監督。 取引知識の普及及び不公正取引の防止を図るため、取引業務に関する実態調査を行い、取引の公正を確保する。	建築住宅課
		(26)建築物安全安心施策の普及啓発	建築物の安全・安心確保のため、「青森県建築物安全安心実施計画」により、建築基準法に基づく完了検査・工事監理の物的な実施について、建築関係者及び県民に対して、情報提供、普及啓発を図る。	建築住宅課
		(27)市場対策費	生鮮食料品の安定的供給を確保するため、卸売市場の計画的な整備を促進し、適正かつ健全な運営を促進する。	農政課
		(28)割賦販売事業者指導事業	割賦販売法に基づく報告徴収及び立入検査の実施	経営振興課
(29)量目立入検査	食料品を販売している店舗で商品の内容量の検査を行い、適正な計量の実施を確保する。	商工政策課 計量検定所		
(30)衛生・品質管理高度化推進事業	水産加工品の衛生・品質管理の高度化、競争力の強化を図る。	漁業振興課		

大項目	中項目	事業名	事業概要	担当課
3. 安全で安心できる暮らし	(3-2) 安定的な消費生活の確保	(1)環境にやさしい米づくり推進事業	環境に負担をかけず、持続的な農業生産を可能とする技術の実証及び生産物の販路確保を行うため、展示ほ場の設置、消費者交流会、市場調査等を行う。	水田対策課
		(2)米穀需給調整費	米穀の適正かつ円滑流通・販売を図ることを目的として、米穀流通協議会の開催、指定標準米の目安価格の設定、有機米表示ガイドラインや精米表示制度の周知等を行う。	水田対策課
		(3)あおり牛販売定着化事業	県産牛の銘柄確立とその普及定着及び販売促進対策を総合的に実施するのに要する経費に対する助成	畜産課
		(4)あおり県産牛乳普及促進事業	県産牛乳の消費拡大を図るため、老人保健施設等における飲用促進や消費拡大キャンペーンの実施などに対する助成	畜産課
		(5)県産たまご低温流通推進事業	県産たまごの出荷体制の強化と養鶏経営の安定化に資するため、流通業者との意見交換会を実施するのに要する経費に対する助成	畜産課
		(6)消費生活協同組合との災害時における物資供給協定の締結	災害時等における物資の安定供給を図るため、消費生活協同組合との協定を結ぶ。	生活文化課
		(7)地方バス路線維持対策事業	県内における路線バスの運行を維持し、地域住民の足を確保するため、欠損を生じた路線バス事業者に対し補助金を交付する。	新幹線・交通政策課
		(8)物価安定対策事業・物価対策調整事業	生活必要商品の価格調査の実施	生活文化課 消費生活センター
		(9)高鮮度ほたてがいの宅配試験事業	高価格が期待できる高鮮度生鮮貝の宅配等による輸送方法を確立することにより、ほたてがいの消費拡大を図る。	漁業振興課
		(10)青森ほたて消費宣伝パワーアップ事業	青森ほたての消費宣伝、広告事業を実施する青森県ほたて流通振興協会に対して助成	漁業振興課
(3-3) 公平・公正な消費環境の確保	(3-3)	(1)福祉のまちづくり推進大会の開催	福祉のまちづくり推進を行うことにより、障害者等の社会参加を促進する大会の開催事業	障害福祉課
		(2)障害者や高齢者に配慮したまちづくり推進事業費補助	障害者や高齢者等が積極的に社会参加し、安心して生活できるような福祉のまちづくりに関する計画の策定、広報活動、生活環境整備の事業を行い、障害者等福祉の増進を図る。	障害福祉課
		(3)ふくしまらい21推進事業費補助	障害者や高齢者をはじめとした、すべての人が安心して生活でき、積極的に社会参加できるよう福祉のまちづくりを推進するため、住民に身近な公共的施設等の生活環境の改善計画等を地域住民が参加する手法で策定するとともに、必要な生活環境整備を推進する。	障害福祉課

大項目	中項目	事業名	事業概要	担当課
3. 安全で安心できる暮らし	(3-3) 公平・公正な消費環境の確保	(4)福祉対応型商店街推進事業	商店街が高齢者等にやさしい商店街づくりのために行う事業に対し、市町村と協調して補助する。	経営振興課
		(5)介護保険事業計画の策定と実施	介護保険給付等対象サービスの量等を定め、介護保険事業に係る円滑な実施を図る。	高齢福祉課
		(6)介護機器普及事業	介護機器、住宅改造等に関する相談助言を行うほか、介護機器の利用方法、利用手続き等の情報提供を行う。	高齢福祉課
		(7)悪質商法防止対策事業・苦情処理事業	悪質商法対策（被害に遭いやすい高齢者、若年者向けの講義、パンフレットの作成など）	消費生活センター
		(8)高齢者総合相談センター運営事業	高齢者及びその家族の抱える福祉、保健、医療、経済、法律等の生活に関わる各種の心配事、悩み事の相談に応じるとともに、市町村等第一線相談機関に対する支援を行う。	高齢福祉課
		(9)障害者110番運営事業	障害者の権利擁護等に係る相談に対応するための常設窓口の設置運営	障害福祉課
	(3-4) 消費者被害の未然防止と救済	(1)消費生活情報ネットワークシステムの活用	国民生活センターと回線で結ばれている消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）を活用し、消費者被害の未然防止、救済を図る。	消費生活センター
		(2)不当景品類防止対策事業	不当景品類、不当表示の防止	生活文化課 消費生活センター
		(3)商品選択適正化推進事業	家庭用品品質表示指導、消費生活用製品安全法に基づく表示指導	生活文化課 消費生活センター
		(4)食品等の適正表示の監視・指導	食品等の適正表示の監視・指導	生活衛生課
		(5)工業標準化の指導	工業標準化事業の普及振興を図るため記念大会を開催する。 JISマーク表示許可工場の立会い JIS規格票の閲覧提供	工業振興課
		(6)県民相談の実施	口頭、電話又は書面（FAX）によって、県政に対する相談、照会、要望、苦情等を受け、その相談に応じるため、県庁1階に「行政相談室」を設置し、非常勤嘱託員2名で対応している。	政策推進室
		(7)消費生活相談員設置事業	青森3人、弘前2人、八戸2人、むつ2人の相談員を配置し、消費者被害に対応する。	消費生活センター
		(8)苦情専門相談員設置事業	弁護士を専門相談員に任命し、法律的助言、指導を受ける。	消費生活センター

大項目	中項目	事業名	事業概要	担当課
3. 安全で安心できる暮らし	(3-4) 消費者被害の未然防止と救済	(9)移動消費生活センター・商品テスト事業	消費生活センターを利用できない地域の消費者に現地他団体からの依頼により、またブロック共通品目で商品のテストを行う。	消費生活センター
		(10)悪質商法事犯の取締等	悪質商法事犯等市民生活を直接侵害する事犯の取締を実施するとともに、広報啓発活動を積極的に推進し、消費者被害の未然防止、拡大防止に努める。	警察本部 生活保安課
		(11)苦情処理委員会の運営	県民生活に著しく影響を及ぼし、またはそのおそれのある消費者と事業者との紛争を公正かつ迅速に解決するため、苦情処理委員会を設置し、その活用を図る。	生活文化課
4. 健康で心豊かな暮らし	(4-1) 生涯学習の環境づくり	(1)あおもり県民カレッジ	県民が、それぞれ興味・関心の高いテーマについて体系的・継続的に学習でき、その学習成果が適切に評価され、さらには学習成果を生かして社会参加できるよう総合的に支援する「あおもり県民カレッジ」の充実を図る。	教育庁 生涯学習課
		(2)生涯学習環境の整備	多様化・高度化する県民の学習ニーズに対応した積極的な事業展開と柔軟な管理運営に努める。 ・学習ニーズに配慮した運営の改善 ・生涯学習関連施設のネットワーク整備	教育庁 生涯学習課
	(4-2) 文化にふれあう環境づくり	(1)若手芸術家の発表機会の提供事業	県内の芸術文化の振興を図るため、若手芸術家に発表の機会を提供する。	生活文化課 教育庁 文化課
(2)芸術文化団体への助成		県内の広域的な芸術文化団体の活動を支援する。	教育庁 文化課	
(3)県民文化祭の開催		本県の芸術文化の創造と一層の発展をめざす「県民文化祭」を開催する。	教育庁 文化課	
(4)全国高等学校総合文化祭の誘致		平成17年度の本県開催を誘致する。	教育庁 文化課	
(5)国民文化祭出演団体への助成		国民文化祭に参加する団体に対し助成する。	教育庁 文化課	
(6)親子で楽しめる鑑賞機会の提供		親子のふれあいを深め、共に芸術に親しみ楽しめる鑑賞機会を提供する。	教育庁 文化課	
(7)芸術文化鑑賞機会の提供		児童生徒を始め、一般県民に対し、優れた芸術文化の鑑賞機会を提供する。	生活文化課 教育庁 文化課	
(8)近代文学の振興		本県出身作家の作品及び本県ゆかりの文学関係資料の収集・整備・保存・展示等を行うとともに文学活動の振興を図る。	教育庁 生涯学習課	

大項目	中項目	事業名	事業概要	担当課
4. 健康で心豊かな暮らし	(4-2) 文化環境づくり	(9)図書館機能の推進	県民の生涯にわたる学習活動の推進と文化の発展に寄与するため、図書資料の整備充実を図るとともに、市町村図書館等への支援・サービス活動を実施する。	教育庁 生涯学習課
		(4-3) スポーツに親しむ環境づくり	(1)総合型地域スポーツ啓発活動事業	各市町村に対し、総合型地域スポーツクラブづくりについての情報を発信するとともに、理念の啓発や意識の高揚を図るためにキャンペーンの実施や市町村啓発訪問、町村モデル事業を実施する。
	(2)地域スポーツフェスティバルの開催		県内6教育事務所管内で地域住民が気軽に参加できる各種スポーツ大会を実施し、お互いの親睦を図りながら、健康の保持増進や生涯スポーツの普及を図る。	教育庁 スポーツ健康課
	(3)スポーツ情報提供事業		インターネットを媒体として広く県民にスポーツに関する情報を提供し、スポーツ活動への参加を促す。	教育庁 スポーツ健康課
	(4)健康・体力づくり推進事業		県民の健康・体力づくりに関する振興施策を推進するため、県民会議を開催するとともに、総務庁主催の各種体力づくり大会に参加する。	教育庁 スポーツ健康課
	(4-4) 情報にアクセスできる環境づくり	(1)基幹情報通信ネットワークシステムの運用	自治体、県民、企業等がいつでも、気軽に利活用できる全県的な情報ネットワークとして、地域産業の高度化や住みよい生活、社会環境づくりなど地域の振興、発展を推進することを目的として構築したネットワークの運営	情報政策課
		(2)生活情報サービスネットワークの運用	県等公共公益的な機関が有する県民の暮らしや仕事等に役立つ情報をパソコン及びFAXを利用して24時間、通話料のみで県民に提供する情報システム	情報政策課
		(3)青森県統計情報データサービス (ASDAS)	県民に下記の統計情報を提供する。 ・今月の経済指標 ・青森県の人口 ・青森県の景気 等	統計課
		(4)新世代地域ケーブルテレビ施設整備	地域住民のニーズに即した映像情報を提供するための施設及び設備に要する経費の補助	情報政策課

青森県消費生活基本計画策定経緯

年 月 日	検 討 事 項 等 に つ い て
<p>〈平成10年度〉</p> <p>平成10年11月30日</p> <p>平成11年 2月16日</p> <p>2月24日</p>	<p>青森県消費生活審議会に青森県消費生活基本計画検討委員会を設置</p> <p>青森県消費者行政連絡会議幹事会 青森県消費生活基本計画策定スケジュール等について</p> <p>第1回青森県消費生活基本計画検討委員会 青森県消費生活基本計画策定スケジュール等について</p>
<p>〈平成11年度〉</p> <p>4月 8日</p> <p>4月30日</p> <p>6月15日</p> <p>6月18日</p> <p>6月27日</p> <p>7月26日</p> <p>8月 1日 ～31日</p> <p>9月 3日</p> <p>9月20日</p> <p>10月19日</p> <p>11月17日</p> <p>12月 2日</p> <p>平成12年 2月</p>	<p>青森県消費者行政連絡会議幹事会あて消費者行政関連事業・施策の照会</p> <p>第2回青森県消費生活基本計画検討委員会 青森県消費生活基本計画のフレームについて</p> <p>第3回青森県消費生活基本計画検討委員会 青森県消費生活基本計画の総論編の文案検討</p> <p>消費者行政関連事業・施策の照会（二次調査） 庁内各課、教育庁、警察本部に拡げて実施</p> <p>青い森県民ワークショップの開催 「心豊かで潤いのある消費生活の実現について」</p> <p>第4回青森県消費生活基本計画検討委員会 青森県消費生活基本計画の各論編の文案検討</p> <p>県政アクセス・ネット 「心豊かで潤いのある消費生活の実現に関するアンケート調査」</p> <p>青森県消費生活基本計画素案について、関係各課に意見照会</p> <p>平成11年度第1回青森県消費生活審議会 青森県消費生活基本計画素案の中間報告</p> <p>第5回青森県消費生活基本計画検討委員会 審議会の検討を受けて最終素案を決定</p> <p>青森県消費者行政連絡会議の開催 青森県消費生活基本計画素案について意見調整</p> <p>平成11年度第2回青森県消費生活審議会 青森県消費生活基本計画の策定について諮問・答申</p> <p>青森県消費生活基本計画の策定、庁議に報告</p>

諮 問

青生文第883号
平成11年12月2日

青森県消費生活審議会
会 長 中 村 年 春 殿

青森県知事 木 村 守 男

諮 問 書

次の事項について諮問します。

「青森県消費生活基本計画の策定について」

【諮問理由】

近年、経済社会構造や県民の意識は大きく変化し、消費者行政の新たな展開が求められつつあります。

このため、今後10年間で展望した消費生活に関する基本計画を定めたく、青森県消費生活条例第8条第3項の規定に基づき、審議会の意見を求めます。

答 申

平成11年12月2日

青森県知事 木 村 守 男 殿

青森県消費生活審議会
会 長 中 村 年 春

青森県消費生活審議会に対する諮問事項について（答申）

平成11年12月2日付け青生文第883号で諮問のあった下記事項について、
審議の結果適当と認められるので、この旨答申します。

記

「青森県消費生活基本計画の策定について」

青森県消費生活審議会委員名簿

	氏 名	所 属 団 体 等	備考
消費者代表	鴨 澤 三男子	青森県消費者協会理事	○
	岩 館 洋 子	青森県生活学校連絡協議会会長	
	斎 藤 厚 子	青森県地域婦人団体連合会常任理事	
	佐 野 房	青森県JA女性組織協議会会長理事	
	三ツ谷 栄 子	青森県漁協女性組織協議会監事	
	西 田 俊 三	青森県生活協同組合連合会理事	
	熊 沢 代千美	青森県生活改善グループ連絡協議会会長	○
7 名			
事業者代表	福 山 初 枝	青森県商工会婦人部連合会顧問	○
	移 川 鞠 子	青森県商工会議所婦人会連合会副会長	
	野 澤 晃	青森県中小企業団体中央会専務理事	○
	館 山 光 夫	青森県石油商業組合専務理事	
	川 原 英 雄	青森県経済農業協同組合連合会代表理事専務	
	木 村 亀 治	青森県漁業協同組合連合会代表理事	
6 名			
学識経験者	清 木 直	青森県町村会専務理事兼事務局長	
	内 海 隆	八戸大学総合研究所副所長（商学部教授）	○
	中 村 年 春	青森大学社会学部教授	○
	日 景 弥 生	弘前大学教育学部助教授	○
	河 目 久美子	消費生活アドバイザー	
	石 岡 隆 司	弁護士	
6 名			
計		19名	

任期：平成10年2月1日～平成12年1月31日

※備考の○印は、消費生活基本計画検討委員会委員

青森県消費者行政連絡会議規程

(設置)

第1条 県民の消費生活の安定及び向上に関する県行政の各分野における施策の円滑な遂行を図るため、青森県消費者行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県民の消費生活の安定及び向上に関する施策案の検討に関すること。
- 二 各部局における県民の消費生活の安定及び向上に関する施策の連絡調整に関すること。
- 三 その他県民の消費生活の安定及び向上に関する県行政の各分野における施策の円滑な遂行を図るため必要な事項についての協議に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、環境生活部長をもって充てる。
- 3 副議長は、生活文化課担当の環境生活部次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる課の課長及び室長の職にある職員をもって充てる。
- 5 教育委員会事務局生涯学習課長は、連絡会議に出席できるものとする。

(議長及び副議長の職務)

第4条 議長は、会議を総理する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理し、議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第5条 連絡会議は、議長が必要に応じて随時招集する。

(関係職員の出席等)

第6条 議長は、必要に応じて委員以外の関係職員の出席を求めてその意見を徴することができる。

(幹事会)

第7条 連絡会議に幹事をもって組織する幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表に掲げる課の課長補佐（課長補佐が2人以上置かれる課にあつては、当該課の課長が指名する課長補佐）の職にある職員及び政策推進室長が指名する総括副参事又は副参事の職にある職員並びに青森県消費生活センター所長及び青森県計量検定所長の職にある職員をもって充てる。
- 3 幹事会は、連絡会議に付議すべき事項について事前に審議するほか、連絡会議の所掌事務のうち議長が軽易と認めて指定したものを処理する。
- 4 生活文化課長は、幹事会を必要に応じて随時招集し、その議長となる。
- 5 前条の規定は、幹事会について準用する。

(連絡会議の庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、生活文化課において処理する。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議の議長が定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和57年訓令甲第4号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和62年訓令甲第5号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和63年訓令甲第9号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年訓令甲第3号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年訓令甲第12号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年訓令甲第6号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年訓令甲第3号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年訓令甲第14号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

別表 (第3条、第7条関係)

部の区分	課
総 務 部	消防防災課
企 画 部	政策推進室、統計課
環 境 生 活 部	生活文化課、生活衛生課、環境政策課、廃棄物対策課、自然保護課
健 康 福 祉 部	健康福祉政策課、地域福祉健康課、医務薬務課
商工観光労働部	商工政策課、経営振興課、工業振興課、文化観光推進課、鉱政保安課
農 林 部	農政課、水田対策課、畑作園芸課、畜産課、林政課
水 産 部	漁政課、漁業管理課、漁業振興課
土 木 部	監理課、建築住宅課

青森県消費生活条例

前文

かつて、この地には、日々の生活に必要なものを、自分たちの手で獲得していた豊饒な縄文の時代がありました。

現代の社会では、私たち県民は、毎日の生活を送るうえで必要不可欠な衣食住を始め様々なサービスに至るまで、事業者からの供給に依存して生活しています。すべての県民は消費者です。

二十世紀後半の高度経済成長は、我が県にも大量生産・大量販売そして大量消費の高度消費社会をもたらし、私たちは、消費生活において物質的な「豊かさ」や「便利さ」・「快適さ」を享受してきました。しかし、その一方では、県民の安全や利益を損なう様々な問題も発生してきています。また、私たち一人一人の行動が地球環境に大きな影響を与えていることから、私たち自身の生活様式が問われるようになってきました。

青森県においても、国際化、情報化、高齢化などの進展に伴って県民の消費生活を巡る問題も複雑化、多様化そして広範化してきています。

そのような中であって、次の世代に思いをはせるとき、私たちは、県民の一人一人が健康で、安全かつ快適な生活を送ることができるような社会の実現を目指していかなければなりません。

そのためには、すべての県民がこの地で安心して生活できるよう社会環境の整備を図るとともに、私たち自身も主体的に行動していくことが望まれます。

このような認識の下に、消費者の権利を確立して県民の消費生活の安定と向上を図り、より豊かで潤いのある住みよい青森県を創造するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県民の消費生活に関する県及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、県民の消費生活に関する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 この条例の目的を達成するに当たっては、県、事業者及び消費者の相互の信頼を基調とし、次に掲げる消費者の権利の確立を図ることを基本とするものとする。

- 一 消費生活において、商品又は役務により、生命、身体及び財産が侵されない権利
- 二 消費生活において、商品又は役務について、適切に選択するため、適正な表示を行わせる権利
- 三 消費生活において、商品又は役務の取引について、不当な方法から保護され、及び不当な条件を強制されない権利
- 四 消費生活において、商品若しくは役務又はこれらの取引行為により不当に受けた被害から、公正かつ速やかに救済される権利
- 五 消費生活において、商品若しくは役務又はこれらの取引行為について必要な情報を速やかに提供される権利
- 六 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費生活に関する教育を受け、及び学習の機会を提供される権利
- 七 消費生活において、意見が適切に反映される権利

(県の責務)

第3条 県は、消費生活に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

第4条 削除

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たって、県が実施する消費生活に関する施策に協力するよう努め、並びにその供給する商品及び役務

について、危害の防止、品質その他の内容の向上、適正な表示の実施、公正な取引の確保、正確な情報の提供等必要な措置を講ずるとともに、価格の安定及び流通の円滑化に努めなければならない。

2 事業者は、その供給する商品及び役務並びにこれらの取引行為について、消費者からの苦情を適切かつ迅速に処理し、及び消費者の意見を反映させるよう努めるとともに、これらに必要な体制の整備に努めなければならない。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、県が実施する消費生活に関する施策に協力するよう努めるとともに、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を習得し、及び主体的に行動するよう努めることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

(環境への配慮)

第7条 県は、消費生活に関する施策の策定及び実施に当たって、消費生活が環境に及ぼす影響について配慮するものとする。

2 事業者は、事業活動を行うに当たって、その供給する商品及び役務が消費生活により環境に及ぼす影響について配慮するよう努めなければならない。

3 消費者は、その消費生活が環境に及ぼす影響に配慮して消費生活を営むよう努めなければならない。

(基本計画)

第8条 知事は、消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 消費生活に関する施策の大綱に関する事項
 - 二 消費生活に関する施策の実施についての総合調整に関する事項
 - 三 消費生活に関する苦情及び相談を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に関する事項
 - 四 その他消費生活に関する施策の推進に関する重要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県消費生活審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2章 危害の防止、規格等の適正化、不当な取引行為等

(危害に関する調査)

第9条 知事は、商品又は役務が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼす疑いがあると認めるときは、速やかに、当該商品又は役務について必要な調査を行わなければならない。

2 知事は、前項の調査のため必要があると認めるときは、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、当該商品又は役務についてその安全性を明らかにするよう求めることができる。

(危害の防止の措置)

第10条 知事は、商品又は役務が消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合において、当該危害を防止するため必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、書面により、当該商品又は役務の供給の中止、当該商品の回収その他消費者の生命、身体又は財産に対する危害を防止するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、消費者の生命、身体又は財産に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、前条の規定による調査の概要又は前項の規定による勧告の内容を公表することができる。

(重大危害に関する公表)

第11条 知事は、商品又は役務が消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合において、当該危害を防止するため必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、直ちに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 当該商品又は役務の名称
- 二 当該商品又は役務を供給する事業者の氏名又は名称及び住所
- 三 当該危害の内容
- 四 その他当該危害を防止するために必要な事項

(規格の適正化)

第12条 知事は、商品又は役務について品質その他の内容の向上及び消費生活の合理化を図るため必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者に対し、その供給する商品又は役務について適正な規格を整備するために必要な助言及び指導を行うことができる。

(表示の適正化)

第13条 知事は、商品の使用又は役務の利用により消費者の生命、身体又は財産に対する危害が発生するおそれがあると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者に対し、その供給する商品又は役務について当該危害の発生を防止するための使用又は利用の方法等に関して適正な表示をするために必要な助言及び指導を行うことができる。

2 前項に規定するもののほか、知事は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者に対し、その供給する商品又は役務について品質、機能、価格、量目その他の事項の適正な表示をするために必要な助言及び指導を行うことができる。

(容器及び包装の適正化)

第14条 知事は、消費者が商品の購入に際しその内容、量目等を誤認することがないようにするため必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者に対し、その供給する商品の容器及び包装を適正化するために必要な助言及び指導を行うことができる。

(商品等の規格・基準の設定)

第15条 知事は、商品又は役務について品質その他の内容の向上、消費者の合理的な選択の確保その他消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、商品又は役務について、事業者が遵守すべき規格並びに表示、容器及び包装の基準（以下「商品等の規格・基準」という。）を定めることができる。

2 知事は、商品等の規格・基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定による商品等の規格・基準の設定は、告示で行わなければならない。

4 前二項の規定は、商品等の規格・基準の変更及び廃止について準用する。

(商品等の規格・基準の遵守に関する措置)

第16条 知事は、商品又は役務が前条第1項の規定により定められた商品等の規格・基準に適合していないと認めるときは、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、書面により、当該商品等の規格・基準を遵守するよう勧告することができる。

(不当な取引行為の指定)

第17条 知事は、事業者が消費者との間で行う商品又は役務の取引に関する行為で次の各号のいずれかに該当するものを不当な取引行為として指定することができる。

- 一 消費者に対し虚偽の事実を告げ、又は誤信を招く情報を提供し、消費者を威迫し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法で、

契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

二 消費者に著しい不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させる行為

三 契約（契約の成立について当事者間に争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を不当に強要し、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

四 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは契約の取消し（以下「申込みの撤回等」という。）を妨げ、又は申込みの撤回等により生じる債務若しくは契約が無効であることに基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の不当な取引行為の指定、変更及び廃止について準用する。

(不当な取引行為の改善措置)

第18条 知事は、事業者が前条第1項の規定による指定をされた不当な取引行為を行っているとき、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、書面により、当該不当な取引行為の中止その他の改善措置を講ずるよう勧告することができる。

(生活必要商品等の価格動向の調査等)

第19条 知事は、消費者の日常生活に必要な商品又は役務（次項において「生活必要商品等」という。）について、必要に応じて、その価格の動向、需給の状況、流通の実態等を調査するものとする。

2 知事は、生活必要商品等の価格の安定を図り、又は消費者の生活必要商品等の合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、前項の規定による調査の概要を公表するものとする。

(生活必要商品の供給要請)

第20条 知事は、消費者の日常生活に必要な商品（以下「生活必要商品」という。）の円滑な供給を確保するため必要があると認めるときは、当該生活必要商品に係る事業者に対し、その供給について協力を求めることができる。

(生活必要商品の供給に係る措置)

第21条 知事は、生活必要商品が著しく不足し、若しくはその価格が著しく上昇し、又はこれらのおそれがあると認める場合において、事業者が不当な買占め若しくは売惜しみにより当該生活必要商品を多量に保有し、又は当該生活必要商品を著しく不当な価格で販売していると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、書面により、これらの行為を是正するよう勧告することができる。

第3章 消費者の被害の救済

(苦情等の処理)

第22条 知事は、消費者から事業者の供給する商品若しくは役務若しくはこれらの取引行為に関する苦情の申出又は消費生活に関する相談があったときは、速やかに、その内容を調査し、これらを解決するために必要な措置を講ずるものとする。

(審議会のあっせん及び調停)

第23条 知事は、前条に規定する消費者からの苦情を解決するため必要があると認めるときは、当該苦情を審議会のあっせん又は調停に付することができる。

2 審議会は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者、消費者その他の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(訴訟の援助)

第24条 知事は、消費者が事業者を相手として訴訟を提起する場合又は事業者に訴訟を提起された場合において、当該訴訟が次に掲げる要件のすべてに該当するときは、当該消費者に対し、当該訴訟を提起し、及び維持し、又は当該訴訟に応じるために必要な資金の貸付けその他の援助を行うことができる。

一 前条第1項の規定によりあっせん又は調停のため審議会に付され

た苦情に係る訴訟であること。

- 二 審議会において、その援助をすることが適当であると認めた訴訟であること。
- 2 知事は、前項の規定による貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該貸付けに係る返還債務の全部又は一部を免除することができる。
 - 一 当該訴訟の結果、当該訴訟に係る費用を償うことができないとき。
 - 二 死亡したとき。
 - 三 災害、病気その他の理由により返還が困難となったとき。
- 3 前二項に定めるもののほか、第1項の規定による貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 消費生活に関する情報提供、教育・学習等

(情報の収集及び提供)

第25条 知事は、商品又は役務について品質、機能、価格及び量目並びにこれらの表示の状況、取引方法その他必要と認める事項に関して試験、検査、調査等を行い、消費生活に関する情報を収集するとともに、消費生活の安定及び向上を図るために必要な情報を提供するものとする。

(教育機会の活用及び学習の支援)

第26条 県は、消費者が消費生活を営む上で必要な知識及び判断力を習得し、消費生活において主体的に行動し、並びに消費生活が環境に及ぼす影響についての理解を深めることができるようにするため、消費生活に関する教育用の資料の提供その他教育の機会を活用するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、消費生活に関する学習の機会の提供その他消費生活に関する消費者の自主的な学習の支援のために必要な措置を講ずるものとする。

(消費者の組織活動の促進)

第27条 県は、消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な消費者の組織活動が促進されるようにするため必要な情報の提供その他の援助の措置を講ずるよう努めるものとする。

(知事への申出)

第28条 消費者は、この条例に規定する措置が採られていないことにより、第2条各号に掲げる消費者の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがあるときは、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置を採るべきことを求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出に理由があると認めるときは、この条例に基づく措置その他必要と認める措置を採るものとする。

第5章 雑則

(国及び他の地方公共団体との協力)

第29条 知事は、消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請し、及び他の地方公共団体に協力を求めるものとする。

- 2 知事は、国又は他の地方公共団体から消費生活の安定及び向上を図ることを目的に協力を求められたときは、これに応ずるよう努めるものとする。

(立入調査等)

第30条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(公表)

第31条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- 一 正当な理由がなく第9条第2項の規定による要求に応じないとき。
 - 二 正当な理由がなく第10条第1項、第16条、第18条又は第21条の規定による勧告に従わなかったとき。
 - 三 正当な理由がなく前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は調査若しくは質問についての協力の要請に応じないとき。
 - 四 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は質問についての協力の要請に対して、虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、若しくは虚偽の答弁をし、又は関係者に虚偽の答弁をさせたとき。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、事業者等に口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。
 - 3 知事は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

(施行事項)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成10年3月青森県条例第2号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月青森県条例第59号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。



青森県消費生活基本計画 (平成12年3月発行)

青森県環境生活部生活文化課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

TEL (代表) 017-722-1111 (内線 3524、3525)
(直通) 017-734-9209

FAX 017-734-8045



この計画書は、エコマーク認定の古紙利用率
40%の印刷用紙を利用しています。

古紙配合率40%再生紙を使用しています